

平成 29 年第 2 回定例会 厚生常任委員会

平成 29 年 7 月 19 日

鈴木委員

最初に、津久井やまゆり園再生基本構想についてです。

昨日私、初めてこの審議会というのに出させていただきました。入ってすごく気になったことは、委員会の中で質疑されていらっしゃる方の中で、昨日私もこの、今日皆さん方が出してくださった資料を拝見しながら傍聴させていただいた。それこそ委員の方々の中でも意見が要するに家族会のおっしゃる大規模と言われるところと、ここの中であなた方が多分書かれたのだろう、この分散型という小規模というものに対しての意見が合わないような状況を一つ拝見した。

先ほどからあなた方の答弁を聞いていると、まだまだこれから質疑を一杯してなんていう答弁をされていたが、基本的には8月の上旬にはこれは骨子案をまとめなければならないので、そうするとあと二、三週間ぐらいしかないわけではないですか。その間に多分いろいろとすり合わせをするのでしょうが、私がこの中で一つ心配したのは、皆さん方が投げた審議会の中でも、意見が分かれていて、この骨子案をどうやってまとめるのだと。あれだけ私は11回というようなものを見て、こんなに分かれているなというものは、3週間ぐらいしたら、まとまってしまいましたなんていうようなことは通じるのかという、私はそれを一つ心配していたのですがいかがですか。

共生社会推進課長

部会においては、様々な議論が行われました。今回の報告資料にもございますが、例えば3ページ2の骨子案の概要ですが、(2)意思決定支援の部分から次のページ、(3)安心して生活できる場の確保、(4)地域生活移行、かなり委員の間で共通認識が得られた項目と、あるいは意見の分かれている項目があるのかと受け止めております。

そして今委員御指摘のとおり、津久井やまゆり園の施設をどう再生するかについては、多くの委員と言っているのか分かりませんが、やはりそれは拠点化するべきであるという意見もある一方、やはり家族会の意見とか職員の方の希望というのが、そろって千木良に帰るとということなど、そうしたことも踏まえる必要があるのではないかという意見も10回、11回と出されたことは事実です。

その中でその11回に至るまでの議論を踏まえて、部会長の方からは千木良と芹が谷ということ。そしてやはりみんなですべて帰りたいという意見もあったのだが、昨日の部会長のおっしゃる整理としては、結論としてはやはり1カ所ではなく、千木良と芹が谷、そして将来的には県所管域に施設を設けるべきであると。昨日の段階ではそういう整理になったと思いますので、また、8月上旬に向けて、こうした意見の集約や検討部会のまとめ方については検討課題であるというふうに考えております。

鈴木委員

いや、課長、私はそんなことを聞いているのではないんだ。私が聞きたいことは、要するにそういうあなた方が選んだ審議会の委員の方なのでしょう。そ

この中で満場一致で本来だったら方向性を決めなければいけない。あなたのおっしゃるとおり、こんなこと言っでは申し訳ないが、学者でもって合うところは合うのだから。合わなければ合わないのではないのか、全然。私はそのときにあなた方が要するに審議会に誰かという、そういう一つの責任は重いよと言いたいのだよ。この中でさえ話が合わないのに、その中で持ってきました。あなた方はもっとこれから常任等々でもって我々とやりとりしながら決定しなければならぬことでしょう。本来ならあなた方の先ほどからの答弁をずっと聞いていると、この審議会というわけだよ。審議会でさえそういう一つの意見の相違がある状況の中で、あなた方がどういうジャッジをするとなっていたときのベースが大きく揺らがないかということだ。あなたそうではなかったよねと委員の中の一人二人がおっしゃったのではない、反対のようなことを。

これから8月上旬に、昨日も部会長がおっしゃっていたが、なるべく早く慌ただしくまとめなければならない。そんな形でいいのかと私から逆になると。

申し訳ないですが、出ていないで、昨日11回だけ出ていて生意気なことを言っではいけないのだが、けれど、1回からずっとやってきて11回で、私から言わせるとあなた方がもっときちんとかんでいたのなら、あの中でできないものはできないとあったのだと、昨日もおっしゃっていたではない。予算とか期間とかというようなきちんとしたフレームというのを提示した上で投げたのかと、この人たちに。失礼ですが、ああいう議論にはならないと思ったのです。

傍聴を2時間させていただいて、私が思ったことはそういうことなのですが、いかがですか。

福祉部長

当初やはりあの部会の委員も、障害者施策審議会の委員から選んでいただいて、それぞれの立場から御意見をいただくような形で構成しているところです。最初の再生基本構想案について様々な御意見を頂いた中で、本人の意見を聞くべきだということと施設が大規模だというような中で、もう一度改めて様々な視点から考えていただくということで、また実現可能性というものも含めて考えているところです。

そういう中で、ここで部会の意見が11回も重ねてきた中でも、ある一部、いろいろな意見があるところですが、まず部会のまとめ方としてどのような形になっていくのかはありますが、その後、それを審議会で現に受けた場合には、しっかりと県としての再生基本構想にまとめいく。その方向はまだ皆さんの意見を聞きながらですが、まとめていくという方向は変わらないと思っています。

鈴木委員

そういう結果が出ない論議はやめようよ。これから頑張っていきましょうというのは、当たり前なことだ。大前提が土台となってあなた方が先ほどから答弁をしている土台という中で、意見が合わないものは、誰かがそれを集約しなければならぬ。集約は、当然最後は知事だろうと思うが、あなた方が一度投げたベースというようなものの中で意見が合わないというようなものというのは、本来ならばあってはならないのではないですか。けれど、現実に入ってみたらそういうようなことなのかなという思いがして、すごくこれから先のことを不安に思ったわけです。要するにそこでまとめ切れないものをいきなり常任

委員会にどんと投げつけてきて、どうですかと言われても、それはあなた方だって答えるのが大変なのだろうと思うのが一つ。

もう一つは、障害者の方々の意思確認をすると先ほど簡単におっしゃっていたが、これは4回、5回というところで出たと先ほど答弁されていたが、これはどういう確認をとると部会では出たのか。要するにどういう確認の仕方が良いのか部会で結論が出たのか。

共生社会推進課長

今日の報告資料の別添資料の1の3ページは意思決定になっておりまして、言葉によるコミュニケーションが難しい重度の方もいらっしゃいます。そうした方については、どのように意思を確認したらいいかということですが、まずは支援に当たっている職員が、ふだんの生活におけるしぐさや表情、それがその人が好きだなとか、これは嫌だなというのが、どういった表情に表れるのか、こういったことをきちんと記録するということから始めるのだということです。

そして、御本人の意見を踏まえつつ、ある程度大人数で客観的に把握する必要があるだろうということで、支援計画を定める相談支援事業者の相談支援、専門員、そしてただいま申し上げた支援担当職員、その上司に当たるサービス管理責任者、そして支給決定を行う市町村の職員、そして今回県立のやまゆり園ということで県職員ということで、こうしたメンバーで、まずヒアリング等を踏まえて議論をするということです。

そして、利用者さらに家族のヒアリングも行いまして、どういったことで意思を確認するのかという段階では、法律の専門家や権利擁護の専門家の方のアドバイスを頂いて、意思を確認していく。これについては継続的にやっていく必要がある。こうしたことで部会として整理していただいております。

鈴木委員

建設的な前向きな議論をするときに、そういう人の結論も出ていないわけだ。はっきり言わせれば、本当につらつらと言ってくれたらいいのだよ、こうすべきだ、ああすべきだと、それを受けました、はい、金科玉条のように、分かりましたというわけにはいかないだろう。要するに、総論賛成、各論反対というやつだ。総論は分かりました。でも各論が一番大変なのでしょう。その各論をどうするかというところに、ああ、いろいろな御意見があるのだなど、それを審議会というような中で11回もやって、こういう形なのかと正直言ってがく然としたわけです。

それは、先生方がどうのこうのと私が言っているのではないです。その委員会の中でさえそういう質疑がなかなかなくて、意思決定等々なんかでどうしていいかも分からなくて、それを県に、はい、分かりました、骨子案ですと持ってきたときに、それをさばく県側は大変だろうと、これは、持っていくのが。

要するに、あなた方が答弁しているものの論拠というようなものが崩れるということなのだ、あなた方が言っている、答弁をここでもっていろいろなのをやっているが、その論拠となっているものの中で、申し訳ないですが、それこそ入院患者の方々等も私たち後ろにいて話をしたときに、あなた方が困るだろうと、これから先、それを私が一番心配していることなのです。

その中で具体的に私は確認方法ってどうなっているのだと聞いたら、県当局としてはそれはこういうことであるが、まだ具体的にやっているわけではない。そうしたらどうするのだよと、これは。130人ぐらいの方々に対する意思表示というのは。そうなってくると、ではその人たちの意思表示をきちんとした上で移るのだよという論拠がどこにもないではないか。私もこれ以上なんかあなた方に言ってみて、根底からひっくり返してもしょうがないから。

保健福祉局長

昨日の部会での議論を踏まえての御指摘ですが、部会での議論は大きく三つございまして、今委員御指摘のとおり意思決定支援の問題。これは利用者一人一人の意思をしっかりと確認した上で、しっかりと支援していきましようというところが一つございます。もう一つは131人の利用者の方々の生活そのものをどういうふうにしましようかということ。もう一つは地域生活移行ということで、地域に生活の場がつかれるような支援をしていきましようということでありまして、意思決定支援については、今、課長が申し上げましたが、いろいろな手法がございまして、それについての確認はできてございます。ただ、委員御指摘のように一朝一夕に意思の確認というのはできないわけですし、委員の共通認識としては数年程度が必要だということなんです。

本来であれば、利用者の方々の意思を全部確認した上で、あなたはどこに移りたいですかということを決められれば一番いいのですが、我々としては4年間の期間の中で建て替えをしていくという前提で考えておりますので、その意思決定支援を継続的にやる中で、その再生の姿を決めていかなければいけない。そのときに意見が分かれているというお話がございましたが、やっぱり本人の意向が分からない中で、どういような受皿を用意すべきかというよりどこを何に求めるかということについて、委員の間で意見の違いがあるものと認識してございます。

ある委員は、やはり131人の意思の全部は分からないのだから、もし仮に131人の全員が千木良に帰りたい、津久井に帰りたいと言った場合に備えて、131人規模のものをすぐに建てるべきではないかという委員が1名ございます。その他の多くの委員は、利用者の意向は分からない、だからこそ、複数の選択肢を用意して、意向が分かったときに幾つかの多様な選択肢に伝えられるようにすべきではないかということにして、部会の意見を見てもみますと、後者の意見が多数を占めている状況ですので、部会の報告書は委員長、部会長の差配によって、そういう方向でできてございます。

ただ、一部そういう意見がございまして、それを両論併記にしてくれというような意向もございまして、今後8月2日の最終案の取りまとめに向けて委員の間で、その辺の意見の集約をなされるものと考えております。

鈴木委員

局長が答弁して下さったことは、それはそれで真摯に受けます。だけど、大前提でこの元の流れの中心というのは、入院患者の方だという精神は変わらないだろう。その方たちの意思表示が分からないということはみんな認めている。その中で突然びっくりしてしまったのだが、先ほどもどなたかがおっしゃっていたように、昨日頂いた資料の2ページの中に、利用者の意向を確認し終

えない中で、報告書を取りまとめるという、失礼ですが、こういう大変乱暴な一文が出ていて、何なのだろうと思った。いや、これも県は平気でこういうことを許して、こういう形で終わってしまうのかというふうに思いました。

今の局長の答弁を聞けば、そういうようなこともひっくるめてのことということは私も解しますが、けれど、この精神が書かれているものというのは、入院患者の方々がまず第一だと思います。そういうことからすれば、これは余りにもむごい文言ではないのかと思ったものですから、このような質問をさせていただきました。併せて要望というふうにとっておいていただいて結構ですので、どうぞこの点も入れて、大変御苦労されていることはよく分かっているので、しっかりそこのところをしていただかないと、本当にふんどしをしっかり締めておかないと、あなた方、次に困るよという思いを込めてお願いしたいと思います。

もう一つは、私は今のと同じように見えて、ああ、やっぱり県ってこういうところなのだなということで見えていたのだが、このみんなあつまれはずっと昨日から出させていただいて、今まで議事録を読ませていただいた。ところが、もうここでスタートの時点からもう基本的にこうなるのが分かっていたのだな、これは共生フェスタ、ずっとこの辺りからさ。失礼ですが、前の委員の方々がもういろいろなところでこういうふうになるということを描かれていた。それがまたこのようになっている。私も逆に民間出身の外資系の人間なものですから、その時点から質問させてください。そもそもこのみんなあつまれ 2017 のコンセプトって何ですか。

共生社会啓発担当課長

障害のあるなしにかかわらず、いろいろな方に参加していただきまして、障害者に対する共生の考え方を浸透させていく機会を設けたいというのがこの開催の趣旨です。

鈴木委員

開催の趣旨ではないのだよ、コンセプトだよ。これを開くための全体に広げなければならぬ概念、それは何なのだと聞いている。それは先ほどから何回も聞いているからいいよ。要するに私が聞きたいのは、みんなあつまれ 2017 と書いてあるサブタイトルは何を付けるのか。

福祉部長

この基本的コンセプトは、昨年 10 月に策定いたしました、ともに生きる社会かながわ憲章の内容となります。

鈴木委員

では、ここにかながわ憲章の実行とかと入れるわけですか。例えばかながわ憲章とかと入れるわけですか。そうだとしたら、憲章そのもの自体だったら障害者だけではない。全部入らないとおかしい。あなた方が言っていることは、プロジェクトから見ていることで、もうむちゃくちゃなことをやっている。そもそもどうするかも考えてもいない。これは何名集まってどういうふうにしたら成功なのか。

共生社会啓発担当課長

当初の構想では、8,000 人から 1 万人の集客を赤レンガに集めて、対象者は障

害者だけではなくて、そこに関心のない方も含めて老若男女を含めていろいろな方に参加していただいて、そこで来ていただいた方に、その共生の理念に気付いていただく、また認め合っていていただく、そういうことを目的にしております。

鈴木委員

そうではないだろう。いや違うだろうと言わないが、これの中に出ているのは今言ったように憲章の拡散なのでしょう。憲章の発信だと部長がそう言った。ここにサブタイトルがつくのは、憲章の広がりであり、要するに県民に分かってもらうためのものであるならば、あなたの言っていること自体、憲章とどういう関係があるのか。

それとあと一つ、8,000人から1万人は何の根拠なのか。

共生社会啓発担当課長

イベントの規模を含めて、音楽なり体験コーナーなりというのを企画するときに、どれぐらい集まるかという想定的人数です。

鈴木委員

だから、そういう子供みたいなことを言っているのではない。1万人集めるというのはなぜなのかというものがなかったら、プロジェクトが始まらないだろう。何名集めて、企業だったら、幾ら稼いで、それでその効果はどうだったというものが大前提にあるからサブタイトルがあるのだ。これは何もないではないか。だからあなた方は先ほどから論議がぐるぐる回っている。何をしたいか分からない。これは企画予算の見直しについて、こんなのを出したら普通の企業だったら、あなた、申し訳ないが、明日いないよ。だって、ここに書いてあるものだったら全部予算から何からどんどん出てきても10月だよ、3カ月ないでしょう。

その中でもって、これから宣伝しますだの何とかと言うが、私がリーダーだったらその論拠を私は聞くよ。このプロジェクトってそのことが足りないよ。これは、プロジェクトになっていない。それでお金の話ばかりで、副局長からすれば、はい、電光掲示板でもって効果が出ますみたいなさ、そんな話どうでもいい。そうではなくて、何名集めるのだ。そして本来だったら共生社会というのをどんと入れたら、今回は共生社会の中でも身障者というターゲットなのだろう。それを書けばいいではない、そうやってやれば。ところが全部一緒くたになってここでやっているから、申し訳ないが、ぐるぐる回っているのよ。私だってあなたみたいな答弁だったら知らなくてもできるよ。

この中で問われていることは、何をしたいのかというサブタイトルです。みんなあつまれって、ただ集まればいいことではないだろう。そうではなくて、共生憲章があって、それを広げたいのだ。そうであったならば、今回の場合はここでやまゆり園の事件もあるから、身障者の方々の理解を深めたいのだというサブタイトルがあって、そのためにはこれこれこういうことがあってというのがプロジェクトというのだよ。あなたたち、先ほどから聞いていると、なかなか50万円が集まらない、今度はただでもって広告出してくれますよみたいな、そんなことをやっていたら、神奈川県が笑われる。

私はね、これを見ていてつくづく思ったのは、今のあなた方の行政の在り方

だよ。どなたかイベントをやりたいとおっしゃっていたが、イベントをやるのだったらイベントの意義とその効果をきちんとつかんでもらいたい。

福祉部長

今、お話のとおり今までは手段の話ばかりだったかと思います。本来の目的が何なのかというような指摘かと思います。

先ほど申し上げたとおり、この目的というのは、ともに生きる社会かながわ憲章、障害者への理解、共生社会、そういうところが目的で、この10月のイベントというのはその手段だと考えています。その中で一緒に参加できるようなコンテンツを手段としてつくっておくということです。この1回で終わりではなくて、そこまでに積み上げていくプロセス、各地での取組、それも手段ですが、そういう中で、この障害者の理解促進というのがあるというので、それが徐々に浸透していくということが本来の目的だと思っています。なかなかそれを図る手段といいますか、先ほど集客数1万人というような話をしましたが、それはあくまでもそのイベントだけの集客数の話であって、これの本来の目的というのは、それぞれの皆さんの意識啓発、そこがどのように変わってきたのかというのは、少しどういう形ではかれるかというのがございますが、そこを目的としているわけです。

鈴木委員

部長のそういうところの御努力に期待しますが、私はもう一つ、先ほどの行政ってこういうことを考えているのだなと私が思って、二つ心配があるのだよ。一つは、先ほど言った総務室でもって一生懸命これからの試算をはじくとか何とかと言った。私はすごく心配している一つは、協賛してくださった方々の企業のデータベースってシェアされているのかなと思った。例えば、今度動物保護センターでもってA社にお願いをしに行ったら、そこにまた行っていないか。そうしたら会社というのは予算が決まっているのだから、2回も行ったって出すわけないだろう。そういうことをあなた方やっていないか。

福祉部長

今回協賛の呼び掛けに当たりましては、県のほかにも様々なところと連携しながら情報共有をしています。

鈴木委員

優秀な答弁だから、それでもって私はそれ以上突つかない。あなたのことも考えて、本来ならば、企業のそういうデータベースがきちんとあったら、こんなこと絶対に起こらない。企業ではあり得ないよ。申し訳ありませんが次にと言うが、それは申し訳ないが、門前払いの常とう文句です。私が心配している一つはそれです。

二つ目は、あなた方行政は本当にやり方を知らない。先ほど副局長が、ただで電光掲示板にやってもらいましたと言った。私は、朝一番から共生のチラシを一生懸命配った。議会も協力してくれと言うから、そこにこそあなた方が議会を使わなければいけないと言いたい。あなたはそこで終わってしまっているのだよ。行政の足は議会等も全部使ってやるのが今回の共生の憲章なのでしょう。そうしたならば、大手の企業なら失礼ですが、その下にはいろいろな下請の方からいっぱいいらっしゃる方々に、どう広めようかというあなた方の努力

がない。だから、いつまでも県民運動として広がらないのだ。私はいつも言っているのだが、要するに足腰がない。なんかぼかっとやるだけなのだよ。内外に300人集めました、はい、これでもってコックさんが誰々ですみたいな、だから何をやっているのか分からない。

私は、論議してここで聞いていて、神奈川県として多分この二つがここの中で足りない。だから、前にも私は意見の中で述べさせていただいたが、広域行政としての感覚がない。何かやらないと不安なのでもうどんどんイベントはやる。だけど、イベントだってプロジェクトってどうやって進めていいのか分からない。何かできないものを金の話になって集まりません。はい、縮小します。企業だったら翌日には席はないよ。それで、あなた方これで終わるのだよ、10月22日だかに終わったら、良いか悪いかも何も検証がないまま終わる。それでまた先ほどの部長の話ではないが、来年になればまた、第2回です、お金がたまりません、はい、内輪でやりましょう。県民センターですか、みたいな話になる。

すごく本当に心配しているのは、広域行政って何なのだと。今回であれば、やまゆり園の事件もひっくるめて、私なんか少し前の方と話がかぶるが、いろいろなものを一生懸命文章がうまいから、あなた方は出すよ、こういうのを。出すのはいいが、これを要するに当たらない人、当たる人に差別があってはいけないというのだよ。今言っているように、私の演説になるからやめるが、これは今こういう流れでもって皆さん方に二つ指摘した。それを一つやってみたら大きく事態が変わるはずだよ。あなた方ね、ぼやっとしている中でもってイベントがまた来て、その総括がなされない。10月22日が終わったあと、次の総括はどうされますか。

共生社会啓発担当課長

憲章の浸透の効果というのは、やはりどうやってはかるべきか、はかれるのかということを見ると、やはり県民に対するアンケートなり意識調査なりというのが必要だと思っております。このイベント当日もやり方を考えなければいけない、効率的なやり方を考えなければいけないのですが、参加した方々にアンケートをとって回収する。それから憲章の理念の普及具合というのも、また別の機会に県民の皆様からとっていくと、そういったところではかかっていくべきではないかなと思っております。

鈴木委員

課長、もう少しいろいろ考えてやりなよ、アンケートばかり。言っておくがアンケートなんて書く人そんなにいないよ。私もイベントへいろいろ出たときに渡されるが、そんな元気にいつもいっぱい書くという人はいないです。

だから、あなた方がやっていることというのは、検証がないまま予算が使われていく。来年また常任委員会の中でこういう話が出てくる。サンドバックではないのだから、打たれたらそのまま終わりますでは、もう行政は困るの。だから、共生憲章なら共生憲章そのもの自体の認知度とか、いいですか、例えばそのところでもって、どれくらいの人分かっているのか、そしてそこに来た人たちはどういう人なのかというデータ分析ぐらいやりなよ。先ほどからあなた言っていたよね、障害というものを分かってもらいたいのだと。分かって

もらいたいというイベントが分かれたかという、これを考えれば、私はこれ以上言いませんが、分かりますよね。そういう繰り返しをしていって、本来ならば、共生憲章のところにつながっていくわけでしょう。

申し訳ないが、スポーツやったり何とかと先ほどから元気に答弁されていたのだが、スポーツなんてここに来なくたっていろいろなところでやっている。その中で、そういうことで一つお願いをしたい。

もう一つ私が質問させていただきたいのは、これは本日7月19日に厚生常任委員会だけやっているが、ほかのところとの連携はどうしているのか、障害に対する共生憲章ということに対して、他部局の他の7常任委員会のとはどのような連携をとっているのですか。

福祉部長

障害者施策について当然のことながら御検討をしてもらっています。教育も産業も、またその位置付けです。いろいろなところと当然のことながら保健福祉局、教育局、産業労働局または県土整備局、色々なところとこの取組は連携して進めているところです。会議体としてもそのようにいくつか、例えば政策、総務、担当会議というところで取組について協議をしています。

鈴木委員

それは当たり前だな、共生の場合は。このみんなあつまれば、ほかの7常任委員会とはどういう連携をとっているのか。

福祉部長

こちらについての普及啓発は、同様にこれは県政総合センターも含めて全庁を挙げて普及啓発を行っているところです。

鈴木委員

それは部長、私は申し訳ないが、養護学校の先生なんかとお会いするが、みんななんて知らないよ。みんななんてみんな私は知らないって言っている。みんなって何って。厳しく言っておかないとまた同じことを、これ子供みたいなことをいつまでも言わせないでほしいからと私は思っているから、これ自体少なくて教育委員会を、特にやっぱり養護学校の生徒や、また父兄等々の方もひっくるめた形での教育、そしてまたオリパラ等ともひっかけるのだったら、これはスポーツ、そういうところに本来だったら全部関連等々であってもおかしくないではないですか。そういうところで同じく共生憲章というものに向けて、今回保健福祉局がやるのだから、どんな応援ができるのか、なおかつそれも寄附等についても、こういうふうにしてもらいたいと全庁を挙げてやっていかなければならないのに、私は多分それもないなというふうに思いました。どうか、そこのところをひとつまたお願いをしたいと思っております。

最後に、私、犬猫の方でお願いしたいと思います。この前お邪魔させていただいて、正直言ってすごくつらかったです。何なのかというと、お邪魔する前は、野良犬やまた野良猫というようなイメージで行ったら、ほぼ全部が捨て犬だというお話でございました。行くと迎えにきてくれたのかというような思いで、みんな犬がほえるわけです。目を見れば大体、自分は犬を飼っているから分かる。そんなふうの一つ大事な観点が抜けていると所長と話したときに思ったのです。

それは、その犬を放した人の責任はどうかということとは問われなくて動物保護センターの話ばかりしている。川上をとめなければ川下には行かないという、そういう論議というのはどこに行ってしまったのだろうと私は思いました。

これまで、私も少し欠けていた観点だなと思ったのは、マイクロチップを基本的には動物保護センターでは入れてくださっている。犬猫のこの中に入れて鑑札の代わりにしたいのですと所長がおっしゃっていた。ところがこの認識って私は県民って意外とそんなにないのではないかという気がするのです。申し訳ないが市町村においては鑑札さえも知らない飼い主って結構いらっやいます。

お願いしたかったことは、要するに川上を止めなければ川下の人の方が本当に大変なことになります。川上を止めるためには、もう一度私が今一番近いものとしては、やっぱりマイクロチップの普及ということをして飼い主自体に実費でやっていただく。それを本来ならば、例えば捨て犬、捨て猫となってきたときには、それに対してきちんとした実費がとられるみたいな、これは法的にどうか分かりませんが、そういう責任の所在を明確にする時代をつくらないと、殺処分ゼロみたいなことをいつまでも言っている自体、もう私は終わっているのではないかと。そもそも川上をなぜ行政として止めないのかという論議が、なぜかこの国に起こらない。これを私はすごく心配をしております、このところについて具体的にどう思われますか。

動物愛護担当課長

動物を飼う人たちの責務というのは非常に重要なことだと考えております。今のペットショップ等で動物を買うときには、生体販売のお店からきちんと飼い主の責務というのは説明をした上で誓約書も書いて飼うというような流れもつくってございます。また、動物保護センターでは、譲渡を行う犬猫に対してはマイクロチップをきちんと入れて、それで譲渡を行っているというところもございます。今後に向けては、ただいま総合的な施策というものを考えておりますので、そのような中で、またマイクロチップについても検討を進めていければと考えているところです。

鈴木委員

今、課長から答弁いただいて私も少し安心しましたが、鑑札そのもの自体がやっぱりドッグラン等に行かなければ提示する必要がないというところに、結構いろいろな私は既存の制度のひずみがあるような気がしてならないです。要するに自宅で飼っているときには、そんなことは狂犬病の予防とかあっても、鑑札までは一々役所に行ってそういうものをとらなければならない。そういう面倒くさいことをやらないとペットは飼えないのだよというような世の中をつくらなければ、殺処分ゼロだとボランティアの方々がかわいそうだし、あそこにいるお犬ちゃんや猫ちゃんたちはかわいそうだよ。

私は、飼い主責任というのは声を大にして叫ぶべきであると。かわいいだけで飼われたらたまらないよ。広告機構でもやっているが、命はかわいいだけでは救えないみたいな、ああいうものをやっていますが、あれだけではなくて、やっぱり鑑札をしっかりした徹底と、やっぱりそういう一つならば、条例とい

うわけにもいかんのかもしれませんが、県としては殺処分ゼロだったら、それに対する川上に対する何らかの法規制みたいなものもひっくるめてやらない限り、私はこの問題というのは、もっと大きな問題になってくるのは間違いないので、是非ともその対応をお願いしまして質問を終わります。